

消費者契約法9条1号「平均的な損害」の額が争われた事例の報告
【資料提出をめぐる当事者の訴訟活動について】

消費者契約法9条1号「平均的な損害」の額が争われた事例の報告

－結婚式場解約金条項使用差止請求事件(京都地判平成26年8月7日判例秘書所収)

平成29年5月12日
弁護士 井田雅貴

【事案の概要】

京都の適格消費者団体が、結婚式場利用契約を解約した際の解約料が「平均的な損害」を超えると主張して、その根拠となった約款条項(別紙契約条項参照)の差止めを求めた。被告事業者は、解約料は、事業者が被る「平均的な損害」を超えないと反論して争った。第一審、控訴審、最高裁ともに原告の請求を棄却した。

【主な争点】

被告事業者が約款に基づき徴求する解約料が、「平均的な損害」を超えるか。

【原告の主張・立証活動】

【原告の主張】

- ・被告事業者の解約料条項は、見積金額が基準となっている。会場も使用せず、サービスも提供されないのに、式を施行し、会場を使用しなければ発生しない経費等(飲食物の材料費、他の式に使用できる飲み物や当日のみ発生する人件費など)が含まれる見積金額を基準とすることは不合理である。
- ・モデル約款が依拠する考え方は、再販率を厳格に捉え、同一会場、同一時間の再販売のみを算定の基礎としているが、他会場や、開始時間がずれていても再販売と捉えられる場合は存在する(この場合、損害は発生しない。)
- ・365日以前の解約料は、予約濫用防止の目的とされているが、1年以上前に解約すれば予約濫用とは言えない。勧誘時の事務費用は日常経費であり個別契約の損害ではない。

【主な立証資料】

業界の共通約款、改正されたモデル約款、同業種他社約款、裁判例(大阪地判平成14年7月19日金融商事判例1162号32頁、東京地判平成17年9月9日判例時報1948号98頁等)、「消費者契約法の施行に係る結婚式場・披露宴会場約款の見直しに関する調査研究」報告書、国民生活センターのデータ、国生審資料等。

【被告の主張・立証活動】

【被告の主張】

- ・「平均的な損害」= 見積額 × 粗利益率 × 非再販売率で算定されるべき。
- ・被告の解約料条項が定める解約料は、「平均的な損害」を超えるものではない。

【主な立証資料】

準備書面で具体的な数値を主張していたが、それらの主張の根拠となる証拠書類の提出を長期間にわたり拒んだ。最終的に、被告の披露宴のキャンセル時点の見積額、キャンセル確定後の同日同会場同時刻での販売の有無等が記載されたエクセル表、被告における婚礼部門の粗利益表等などの書類(いずれも訴訟用に被告が作成した書類)が証拠として提出されたが、上記作成書類に記載された数字を裏付ける基礎資料については最後まで提出されなかった。

【資料提出をめぐる当事者の訴訟活動】

| | |
|---|--|
| <p>【原告の資料提出の請求】</p> <p>被告は、平均的見積額・再販率・粗利益など、被告が具体的な数字をもって、被告の徴求する解約料が「平均的な損害」の額を超えないとの主張を行っていた(平成24年2月6日付被告第1準備書面別紙)。他方で、その数字を裏付ける資料は提出されていなかった。</p> <p>そこで、原告は、被告が主張している平均的見積額・再販率・粗利益の各数字の根拠となる資料の提出を求めた(平成24年3月30日付原告準備書面9頁)。</p> | <p>【被告事業者の対応】</p> <p>被告は、最高裁平成18年11月27日判決(判タ1232号89頁以下)「平均的な損害」の立証責任は「消費者が負担するものであり、本件では、消費者を代表する立場で訴訟を進行している原告がこれを立証しなければならない」と主張し(平成24年5月29日付被告準備書面17頁)、原告の求めた資料を提出しなかった。</p> |
| <p>【原告による反論と再度の資料提出の要請】</p> <p>これに対し、原告は、特商法の解除に関する規定の趣旨に基づく主張や、裁判例等を引用して「平均的な損害」の解釈につき反論した。また、原告は、被告事業者の解約された披露宴契約の再販売率を算定するため披露宴契約の予約・解約・施行の一覧、決算書等の資料の提出を再度求めた(平成24年7月20日付原告第2準備書面9頁)。</p> | <p>【被告事業者の対応】</p> <p>原告の求める資料は、「平均的な損害」の算定に必要な資料ではないとして、「証拠提出を行う必要はない」として提出をしなかった(平成24年9月28日付被告準備書面8頁)。</p> |
| <p>【原告による再度の資料提出の要請】</p> <p>原告は、解約された披露宴実施契約の再販売率を求めるため、キャンセルされた披露宴契約の一覧の開示を求めた(キャンセル確定後の同日同会場での販売の有無、キャンセル確定後の同実同事業所での販売の有無等の項目を含む一覧)(平成24年11月12日付原告準備書面5頁)。</p> | <p>【被告事業者の対応】</p> <p>原告の求める資料は、「平均的な損害」の算定に必要な資料ではないとして、提出をしなかった(平成24年11月27日付被告準備書面2頁)が、平成25年2月1日、エクセル表で作成したキャンセル一覧、及び部門別実績(粗利益率を記載したもの)を証拠として提出した。</p> |
| <p>【原告による、被告資料の誤りの指摘】</p> <p>被告から提出されたキャンセル料一覧は、訴訟提起後に被告において作成されたものであった。その内容中、キャンセル確定日が契約締結日より前である等明らかに誤った記載が多数含まれていたため、データ入力ミス等の確認を要請した(平成25年2月19日付原告準備書面1頁)。</p> | <p>【被告事業者の対応】</p> <p>原告の修正の要請に対し、被告は記載の誤りを認めたと(平成25年3月5日付被告準備書面1頁)、再度、入力データを修正したエクセル表を提出した(従前の証拠と差し替え)。</p> |

【原告による文書提出命令申立】

原告は、平成25年4月10日、解約された披露宴実施契約の再販売率を確認するため、被告が実施した挙式披露宴につき、施行日、開始時間、終了時間、施行会場名、施行事業者名、契約締結日を記載した文書もしくはこれらの情報が記録されたデータにつき、文書提出命令申立（民事訴訟法222条1項後段）を行った。

【被告事業者の対応】

原告の文書提出命令の申立につき、対象文書は、自己利用文書（民事訴訟法220条4号ニ）、職業の秘密（同法220条4号ハ、197条1項3号）に該当し、提出義務がないと主張した。また、書証としての取調の必要性が欠如しているとして、提出義務を否認した（平成25年5月17日付被告意見書）。

【原告の反論】

被告の上記意見書に対し、原告は、対象文書が自己利用文書、職業の秘密に該当しない、証拠調べの必要性がある等と反論した（平成25年5月30日付原告反論書）。

【文書提出命令申立についての裁判所の判断】

平成25年7月5日、裁判所は、対象文書が自己利用文書（民事訴訟法220条4号ニ）に該当することを理由として、原告の申立を却下した。

【原告の即時抗告】

上記文書提出命令申立に対する裁判所の決定に対し、平成25年7月12日、原告は、即時抗告を行った。

【被告事業者の対応】

原告の即時抗告に対し、被告事業者は、対象文書につき提出義務、必要性、関連性がいずれも存在しないとして争った（平成25年9月3日付被告反論書2頁）。

【原告の反論】

これに対し、原告も再反論を行った（平成25年10月3日付原告反論意見書）。

【即時抗告についての大阪高等裁判所の判断】

平成25年10月11日、大阪高等裁判所は、対象文書が自己利用文書、及び職業の秘密が記載された文書に該当し、被告事業者は文書提出義務を負わないとして、抗告を棄却した。

【原告の抗告許可申立】

原告は、上記裁判所の判断に対し、平成25年10月18日、抗告許可の申立を行った。



【最高裁判所の抗告許可】

平成25年11月8日、最高裁判所は、原告の抗告許可申立に対し、これを許可する旨の決定を行った。

【最高裁判所の抗告許可】

平成26年2月18日、最高裁は、「所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができる。」として、原告の抗告を棄却した。

【京都地方裁判所による判決】

平成26年8月7日、原告の請求を棄却するとの判決が言い渡された。

(小括)

被告は、平均的見積額・再販率・粗利益など、具体的な数字をもって、被告の徴求する解約料が「平均的な損害」の額を超えないとの主張を行っていた(平成24年2月6日付被告第1準備書面別紙)。それにもかかわらず、「平均的な損害」の立証責任が原告にあることを理由として、自身の主張する数字の根拠となる資料を提出しなかった。

原告の再三の提出要請に対し、被告は本件訴訟提起後に作成したエクセル表を提出したが、キャンセル確定日が契約締結日より前である等、一見して明らかな誤記が多数存在する等(誤記については被告も認め、後日、修正版との差し替えがなされた。)、その信用性に疑義が生じるものであった。

そのため、原告は、当該資料の正確性を検証すべく、原資料の文書提出命令に及んだが、裁判所は、自己利用文書に該当する等の理由で提出義務を認めなかった(京都地裁、大阪高裁、最高裁のいずれも提出義務を否定)。

裁判所は、証拠が提出されるのが望ましいなどと述べてはいたが、立証責任がないことや職業の秘密に関わるといった点を主張する被告に対して積極的に提出を促すまでには到らなかった。

以上の経緯により、再販率・粗利益を裏付ける資料の提出をめぐる争いに訴訟の大半の期間が費やされた。

(別紙契約条項)

キャンセル料

本契約成立後にお客様のご都合によりキャンセルされる場合は、以下のとおり定めるキャンセル料をお支払いいただきます。なお、キャンセル料計算は、開催日前日が1日目とさせていただきます。以下の「お見積額」はお客様より書面によってキャンセルする旨、ご連絡を受けました日（郵便による場合は郵便消印日とします。）時点のお見積額とします。

- ①前日を含む365日以前 申込金の25%
- ②364日目以降180日目まで 申込金の50%及び印刷物等の実費
- ③179日目以降150日目まで 申込金の全額及び印刷物等の実費
- ④149日以降120日目まで お見積額（サービス料を除く）の20%及び印刷物等の実費
- ⑤119日目以降90日目まで お見積額（サービス料を除く）の20%及び印刷物等の実費
- ⑥89日目以降60日目まで お見積額（サービス料を除く）の30%及び印刷物等の実費
- ⑦59日目以降30日目まで お見積額（サービス料を除く）の40%及び印刷物等の実費
- ⑧29日目以降10日目まで お見積額（サービス料を除く）の45%及び印刷物等の実費並びにその他外注品等の解約料の額
- ⑨9日目以降前日まで お見積額（サービス料を除く）の45%まで及び納品済み物品等の実費並びにその他の外注品等の解約料の額
- ⑩当日 お見積額（サービス料を除く）の全額
- ⑪すでに発注，その他手配が完了している別注品については，その料金を頂戴いたします。

※このキャンセル料規定は社団法人日本ブライダル事業振興協会のモデル約款に準じております。